寛政重修諸家譜

第三百三十五冊

828
339
1

国立国会図書館　タイトル『寛政重修諸家譜 1520巻』 請求記号 828-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『寛政重修諸家譜 1520巻』 請求記号 828-1
ガラス使用

本原
泉井

大正
1. 11. 26
製本

国立国会図書館　タイトル『寛政重修諸家譜 1520巻』 請求記号 828-1
ガラス使用

寛政重修諸家譜巻第千五百

穂積氏

本原

[illegible]

吉勝

因幡

今川家[illegible]の[illegible]清康[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『寛政重修諸家譜 1520巻』 請求記号 828-1

ガラス使用

義四郎は数ヶ軍功ありしを賞せらるゝ序錦の御旗をたまふ

吉頼

右兵衛　平吉頼

東照宮に仕へ奉り関ヶ原の役に
遠江国浜松城を築かせたまふ
乃ち城主に任ぜらる

吉次

千代　吉次郎　七郎吉頼

東照宮に仕へ奉り関ヶ原の役に
遠江国浜松城を築かせたまふ
乃ち城主に任ぜらる
乃ち御普請方の想を約
をつとめ奉り後世四條殿
天神塚に浜松城の形勢を
事絵にて浜松城乃形勢を
うかがひ見て吉次と共に
ゆくりなくも吉次と共に
常世一刀勝投を浜松城献其
しるし御威ありて世に
世を吉次ゆたまひ賜ふ

国立国会図書館　タイトル『寛政重修諸家譜 1520巻』 請求記号 828-1
ガラス使用

いらせられのち[illegible]の[illegible]を武蔵国荏原郡[illegible]
[illegible]四百四十石を知行す

重義

千石代　[illegible]三郎
[illegible]三郎　重次[illegible]嫡男　二男
祖父[illegible]次の[illegible]
[illegible]その[illegible]に代る

義久

千石代　七郎三郎　[illegible]

父[illegible]跡をつぎ元禄
永二年十月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

某

豊之助

重弘

七郎三郎　内匠　与三郎
母は中村式部大輔家臣竹山
長助光猶の女
はつ　父　はつめを以て
明暦三年四月十九日遠藤を
法名工院とはとも元禄三年七
月二十五日死去す　先妻に相
同嫡子に同八月廿日法名
ゆうけ　元年四月十日廣家三
百俵を加増あり　十月三日新
を立てゆずりの事をゆるさる　十年七
月二十五日廣家を家督せしめら

たゆめ　妻相模守　高庭　蓮金　元禄
のうち　ゆえ　二百石をたまひ
す　母　千石　十五俵を　元禄
十六年三月十六日　作をうけて
日光山　建　宮　をもひ
常憲院殿　夢　二月二
十五日　合　列す　四位　年六月
二十五日　陸　仕　この　養老の
料　廣家　三百俵　享保
九年　六月二十七日　死す　年八十五
法名　号　墓　相模守　葬

る北条代と葬記とす

妻 後本修理長盛の養女

女子

西郷八郎左衛門尉貞の妻

清白（きよあき）

七郎兵衛尉 図書助 従四位下

母 長盛の養女

時政上洛をつとむ元徳四年閏八

月十日桐間蔵人となり九月二十六

日廉年三百貫を賜ふ十二月二

十日時政書状ありて同年八年二月七

日桐間書状送す十五年七月二十

日時廉下知状 組頭をつとめる事を

十二月三日布施を与へる事を

ゆるさる弘安四年十月九日

時如組戸となり三年

常宣院殿薨時に至る二月

二十日殺害をゆるさる 寄合衆

列す十月十日 事厳山の時廉

造営のことをつとめる

上洛後西信下国播磨守叙任

す十二月十日相模守藤原朝臣の
うちうちをいとり彩忠三百石を給
ふ正徳二年閏五月十日さきに三
河守おなじき吉田藩乃至諸侯
を引せ一ふり時服二領黄金
二枚をたまふ四年六月二十日家
を継このときさきに知行たまふ廩米
八文々表紙の料よりまかり忠
の地三百石を合せ一ふり三百四十
石を知行す享保十四年閏
四月廿七日清右衛門永

妻長岡宮内大輔の重臣の女

女子

松平左右馬の頭の妻

長範（かつのり）

彩忠の養子

元禄六年十月二十八日はじめて
常憲院殿に御目見たてまつり
乃ち鈴木修理長頼の吉子となる

弘正

半七郎　助之進　十郎兵衛

頼母　平兵衛

母　長頼ノ妹女

元禄十年十月三日ゆるされて

常憲院殿ノ御ノ御ノ御ノ

を以て迎習番ノ列ノ廩米二百

俵をたまふ　時十五歳　十一年八月二十

一日御小納戸となり十二月二十五

日百俵を加へられ十三年五月中

ありて柳澤出羽守保明ノ邸領

川越ノ邊に遣はせらるめ十四年

七月二十九日父あとをとにかへる事を

申報ずるなり　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

あるへき旨を以て歳命をかうむ

る　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

宝永元年三月十日敵先あ

りのち出家志孫兵衛重之長子

と称りてのち姪衣迎重嘉死

するゆゑ兄清白の嗣となる

女子

飯高七左衛門勝政ノ妻

女子

藤新新六郎重賢ノ妻

弘正

平七郎　助之進　十郎兵衛

頼母　平兵衛　頼母

実は重弘ノ三男にして清白男

重泰なりといへども已に死する

ゆえ弘正嗣となる

正徳五年十二月十五日

有徳院殿御代参ノ事

享保十四年四月二日逝去

[illegible]

元文二年

六月十日死す年五十五法名道

喜

妻は神保三郎兵衛政能ノ女

重泰

七郎三郎　右迎

母は重三ノ女

元禄九年八月十三日生れ

常憲院殿御代参ノ事

享保九年

宝暦七年六月二十六日

書院番に列し正徳四年八月二
日父にさきだちて死す年二十
七法名禅澄

妻ハ小條彦右衛門氏如が女

達白（みちあき）

七郎右衛門

兄弘正が養子

達白（みちあき）

源三郎　七郎右衛門　致仕號友鑑

實ハ清白が男母ハ某氏弘正が嗣
となる
元文二年九月十三日遺跡を継
ぐ四千石餘を分知し三百石を
弟甚五郎親白にわかちあた
ふ延享二年十一月二十五日はしめ
て
惇信院殿に拝謁し宝暦九年
七月西城書院番となり安永
三年十二月二日番を辞す十四年
九月十一日致仕し寛政七年十
月十六日死す年七十六法名香季

洞

妻ハ萩原兼水正雅忠ノ養女
後妻ハ少将十郎左衛門直時ノ女

親白　木原左衛門白経ノ孫
長右衛門　十郎左衛門　頼母

女子
神保紀伊守忠四ノ養女

白郷

長三郎
母ハ雅忠ノ養女
明和四年閏九月朔日家督ヲ継
法眼院殿御相伴衆　安永四年
九月十日家督ヲ継　時ハ三千石余ノ内
駿府ニ住ス　天明元年黄金二枚ヲ
賜フ　同年十二月二日書院
番ヲ勤ル　天明七年四月十日
御供番ヲ勤　二月十日布衣
ヲ免ス　寛政四年御使番ヲ
妻ハ戸田豊左衛門信尹ノ女

後妻ハ上野介三郎資元ノ女ナリ
ト神屋義綱ノ書物ノ書ク女大
島肥前守義男ノ女ヲ娶ル

武直

秩花　齊宮　彰義ノ
秩間八ノ丞武福ノ書ク子

信順

政之丞
後ニ富治郎利信ノ書ク子

真之

初白正
興津若八郎直喜ノ書ク子

白長

孫三郎
実ハ連長吉左衛門盛郷ノ三男
母ハ伊奈左近将監相模ノ女白
郷ノ書ク子ト称ス
寛政七年十二月二千石ヲ賜ヒ
特軍家ヨリ酒ヲ賜ヒ給ヒ時ハ

十七
累

如子

[illegible]

家紋　[illegible]

十六葉菊

[illegible]

親白

長左衛門　十郎兵衛　頼母

本家新母弘[illegible]二男母、祐保三

郎兵衛改能々女

元文二年九月十三日文弘[illegible]遠

路を相撲国鑑倉[illegible]母新のうち

[illegible]三百石[illegible]

小[illegible]詰と[illegible]

[illegible]延享三年

六月十七日はしめて
惇信院殿にまみえたてまつ
り安永四年五月十六日御納戸番
となり天明四年六月二日病により職を
辞し寛政十年四月二十八日死
す年七十六法名日縁谷中の
瑞泉寺に葬る

妻は鳥居数馬包房の女
後妻は松下四郎左衛門賢長か
女なきゆへ内山金左衛門永諸か女を
養女とす

白經（あきつね）

長三郎　兵左衛門
母は包房の女
安永七年七月十九日大番に列
しのち騎射をつとめて黄金二
枚を給ふ寛政六年三月二十二
日御納戸番となり十年七
月廿日遺跡を継時に四十五歳采地三百石十月
十六日新番に移る

妻は一場茂右衛門正祥か女

持憲（もちひろ）
幸次郎　平吉
和田三郎左衛門持清の養子と
なりしのち家督あり

永隆（ながたか）
七郎
一説の家臣内山伯耆守永富の養
子

白虎（あきとら）
左三郎

女子

勝白（かつあき）
浅之助

定白（さだあき）
仁十郎

母兵部卿の養女

国立国会図書館　タイトル『寛政重修諸家譜 1520巻』 請求記号 828-1
ガラス使用

家紋　丸に四本立稲　三羽鳥

美濃元十六葉菊

飛騨井

家傳ハ飛騨井六郎重清ノ後
裔ナリシ　根来ヲ称シ
平右馬ノ忠雄ナリシ井為ル
ラルメ平三郎清永ハ
ト飛騨井ト後ニ
ト舊家ヲ称ス井次郎右馬廣
政ノ今ノ星譜ヲ重清実ニ
井右司重倫ノ男ナリシ文
討死ノ子兄弟本三郎重

国立国会図書館　タイトル『寛政重修諸家譜 1520巻』 請求記号 828-1
ガラス使用